

令和４年度
第６回一宮市農業委員会総会
議 事 録

と き：令和４年９月２６日（月）

ところ：一宮市役所本庁舎１４０１会議室

一宮市農業委員会

一宮市農業委員会 第6回総会 議事録

令和4年9月26日（月）開催

<議事日程>

日程第1 議事録署名者の選出について

日程第2 第1号議案 農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について

日程第3 提出議案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請許可決定について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請許可決定について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請意見決定について

議案第4号 農用地利用集積計画決定について

議案第5号 農用地利用配分計画案について

日程第4 報告事項

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出受理報告について

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出受理報告について

報告第3号 現況証明報告について

報告第4号 一宮市等公共事業に伴う農地の一時利用報告について

<出席委員>

（農業委員：18名）

1 番	山内	磨砂樹	2 番	浅野	豊久
3 番	坂井	利弘	4 番	本多	幸信
5 番	伊藤	真澄	6 番	服田	裕二
7 番	森下	重信	8 番	戸松	勲
9 番	河邊	直喜	10 番	加藤	和敏
11 番	大橋	源一郎	12 番	稲垣	哲夫
13 番	伊藤	真由美	14 番	野田	正広
15 番	浅野	富士男	16 番	武田	金之
17 番	成瀬	宏満	18 番	(欠席)	
19 番	江寄	正雄			

（農地利用最適化推進委員：16名）

1 番	木村	光男	2 番	今井	賢次
3 番	鷺津	富夫	4 番	蟹江	勇夫
5 番	大嶋	茂	6 番	(欠席)	
7 番	野田	義隆	8 番	吉田	善政

9 番 土川 猛司
11 番 山中 政勝
13 番 夫馬 政義
15 番 高橋 紘治
17 番 菱川 善也

10 番 花木 定信
12 番 安藤 均
14 番 川合 一
16 番 後藤 守

<欠席委員>

(農業委員：1名)

18 番 杉本 ひろ子

(農地利用最適化推進委員：1名)

6 番 柴山 守男

<事務局>

事務局長 加藤 勝明
課長補佐 藤原 美乃里

専任課長 角田 篤彦
主 査 神尾 伊吹

<農業振興課>

課長 落合 邦彦
課長補佐 長澤 洋司
主任 坂口 達郎

専任課長 澤田 敦志
主任 平野 智美

開 会 (午後2時00分)

【加藤事務局長】

皆様、こんにちは。

定刻となりましたので、ただいまより「令和4年度第6回目の農業委員会」を開催させていただきます。

はじめに浅野会長より、ごあいさつをいただきますので、よろしくお願いいたします。

【浅野会長】

あいさつ

【加藤事務局長】

この後、総会を開催しますが、総会の議長につきましては、「一宮市農業委員会総会会議規則」第5条の2の規定に基づき、会長が総会の議長となっております。

ますので、以後の議事の取り回しについて、会長さん、よろしくお願いいたします。

開 会（午後２時０６分）

【浅野議長】

それでは、ただいまから、第６回総会を開催いたします。本日の出席委員は、１９名中１８名出席ですので、会議は成立しております。お手元に配布しております次第に従いまして会議を進めさせていただきます。

はじめに、日程第１「議事録署名者の選出について」をお願いいたします。慣例に従いまして、私の方から指名させていただいてよろしいでしょうか。

議 場 [異議なしの声]

【浅野議長】

異議なしとのことですので、私から指名させていただきます。１４番 野田正広委員さん、１７番 成瀬宏満委員さんのご両名をお願いいたします。

【浅野議長】

続きまして、日程第２「第１号議案 農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について」を議題とします。

本日、市農業振興課の担当職員が同席しておりますので、除外案件につきまして説明をお願いいたします。

【落合農業振興課長】

農業振興課長の落合でございます。本日はお忙しい中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

本日の第１号議案「農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について」、担当者よりご説明させていただきます。委員の皆様の慎重なるご審議を宜しく願いいたします。

【坂口主任】

農業振興課の坂口と申します。宜しく願いいたします。議案第１号についてご説明させていただきます。以後、着座にて失礼いたします。

事前に送付いたしました、資料「第１号議案 農業振興地域整備計画の変更に伴う意見聴取について」をご覧ください。

本議案は、令和4年5月16日から令和4年8月15日までに、各事業計画者より申し出のありました、農用地利用計画の変更について記載されています。内訳ですが、除外11件で、関係各課との協議の結果、他法令の許認可の見込みがあることを確認しております。資料の見方について説明します。1枚めくると、見開きで上には配置図が、下には申出者や該当地の詳細図が記載してあります。緑色は農用地区域内農地、茶色は農業用施設用地です。番号はそれぞれ左上にあり、地図上のピンク色に塗っているところは申出地、黄色は実家や本家、事業地や既存駐車場などを示しています。右端の「意見等」の欄は、各該当の土地改良区等より、該当案件については、いずれも“やむを得ない”との御意見をいただいています。

それでは、個々案件説明をします。1番から5番は分家住宅です。いずれも、申出者や家族所有の土地は、本家や実家の所在地や、面積狭小等の理由で住宅の建築ができない土地、申出地を含む青地しかなく、周辺土地の売買交渉も不調に終わったため、代わる土地はありません。申出地の立地についても、農用地区域の周辺部や、集落からの染み出し的な場所であり、除外はやむを得ないと考えます。

6番は駐車場です。申出者は、金属プレス加工、溶接業などを主に営んでいます。業績の好調に伴い、従業員の増員、また社用車も増加したため、現在は敷地内に詰めて駐車する等して対応していますが、従業員に不便をかけているため、申出地に計画をしたものです。土地の選定については、事業の利便性や従業員の安全を考え、本社工場周辺で交渉しましたが不調に終わり、本申出となったもので、やむを得ないと考えます。

7番は駐車場兼資材置場です。申出者は、電気工事業・土木建設業を主に営んでいます。受注の増加に伴い、取扱い資材の量や種類も増えたため、取引先業者の資材置場の一部を借りたり、また、その都度発注するなどの対応で、非常に効率の悪い状態です。その上、現在借りている資材置場の返却も求められているため、申出地に計画をしたものです。土地の選定については、事業の利便性や資材の盗難防止のため、事務所周辺で交渉しましたが不調に終わり、本申出となったもので、やむを得ないと考えます。

8番は駐車場兼資材置場です。申出者は、家屋解体工事・土木建築工事業を主に営んでいます。東側申出地は、隣接する資材置場の北側を出入り口として利用していますが、大型車や待機車両が交通の妨げになっており危険であるなどの苦情が寄せられるようになったため、北側の出入り口を封鎖し、申出地を車両待機場所や出入口とする計画をしたものです。西側申出地は、工事の受注増加による資材置場の不足や、社用車や従業員の増員による駐車場不足解消のために、申出地に駐車場兼資材置場の計画をしたものです。土地の選定につい

ては、事業の作業効率や従業員の安全を考え、事業所周辺で交渉しましたが不調に終わり、本申出となったものです。東側・西側申出地はそれぞれ現事業地に接しているため、本件除外はやむを得ないと考えます。

9番は駐車場兼資材置場です。申出者は、外構工事事業を始め、介護事業として有料老人ホームの運営なども手掛けています。昨年、事業の中心を富塚に集約し、今年5月には新規事業としてカフェの経営も始めましたが、好評なため当初確保していた駐車場では不足しています。特に来客が集中する昼時は、コロナの影響で面会を制限している老人ホームの来客用駐車場も利用していますが、場合によっては訪問看護などの業務を終え戻ってきた社用車が元の場所に駐車できないこともあります。また、現在借りている駐車場の土地所有者から返却を求められていることもあり、移転先を確保する必要が出てきました。日勤やアルバイト従業員に自転車通勤をお願いしていますが、面会を制限している老人ホームが通常通りに戻ることを考慮すると、さらに駐車場が不足することが想定されるため、申出地に計画をしたものです。また、外構事業や昨年から始めた足場事業の受注も伸び続けているため、不足してきた資材置場も併せて申出地に計画したものです。土地の選定については、駐車場は早番や夜勤のある従業員の安全のため、資材置場は運搬作業の効率や盗難防止のため、どちらも事業地の周辺で交渉を行いました但不調に終わり、本申出となったものです。申出地は、東側事業地に接しているため、農用地区域の周辺部であり、本件除外についてはやむを得ないと考えます。

10番は資材置場です。申出者は、輸送用・医療用機器部品などの製造販売を主に営んでいます。平成30年に本社を木曽川町に移転以来、取引先も増え業績も伸びてきたため、取扱部品の種類が増加し、追加発注等に対応するための金型保管スペースが不足してきました。この状態に対応するため、申出地に計画をしたものです。土地の選定については、事業の利便性や資材の盗難防止のため、事務所周辺で交渉しましたが不調に終わり、本申出となったもので、やむを得ないと考えます。

11番は携帯基地局です。8月に開催された農業委員会に、申出者より事業計画書が提出されている案件です。設置場所が農用地区域内農地（青地）であるため、除外手続きを進めるものです。

以上、11件の説明とさせていただきます。よろしくお願いします。

【浅野議長】

ただいま、市農業振興課より説明がありました。

最初に、該当地区の委員さん、現地について、何かご意見があればお願いします。

議 場 [質疑なし]

【浅野議長】

次に、他の委員さんから、ご意見・ご質疑がありましたらお願いします。

議 場 [質疑なし]

【浅野会長】

特にご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【浅野議長】

挙手全員と認めます。よって、第1号議案「農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について」は、除外に対しやむを得ないものとさせていただきます。

【浅野議長】

ここで、農業振興課の職員は退席願います。

<市農業振興課職員 退席>

【浅野議長】

続きまして、日程第3「提出議案」を議題とします。

はじめに、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請許可決定について」を議題といたします。事務局、説明願います。

【神尾主査】

事前に郵送いたしました表紙の右肩に提出議案と書いてあります冊子をご覧ください。表紙をめくりまして、1ページをご覧ください。

議案第1号について、ご説明申し上げます。本案は、農地法第3条の規定による許可申請です。申請内容は、所有権移転4件です。詳細は、2ページをご覧ください。

20番から23番につきましては、経営拡大のため所有権を移転されるものです。なお、21番の申請地につきましては、譲渡人が市の道路として寄付するために、令和2年3月、農地法第5条の届出を提出いたしました。その後、

市が道路として寄付を受けましたが、本申請地が残ってしまったため、今回農地法第3条許可申請を行い、本申請地を隣地の農地所有者へ譲り渡すものです。

以上、農地法第3条許可4件につきまして、農地法上の許可要件をすべて満たしており、また、担当農業委員さんに事前に議案を送付し、現地調査を行っていただきましたが、問題等の報告は受けておりません。以後の議案の案件につきましても同様です。宜しくご審議のほどお願いいたします。

【浅野議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はございませんか。

議 場 [質疑なし]

【浅野議長】

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【浅野議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第1号については、原案どおり可決・決定することといたします。

次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請意見決定について」を議題といたしますが、議案第2号4番につきましては、稲垣哲夫委員さんが関係する案件となります。一宮市農業委員会総会会議規則第15条の規定により、議事に参与できませんので、ご退席いただき、この案件を先に審議させていただきますので宜しくお願いします。

<稲垣哲夫委員 退席>

【浅野議長】

事務局、議案第2号4番を説明願います。

【神尾主査】

それでは、議案第2号4番についてご説明申し上げます。提出議案の3ページをご覧ください。

議案第2号は、農地法第4条の規定による許可申請です。申請内容は、自作

地転用です。詳細は、4 ページをご覧ください。

4 番につきましては、農業用倉庫を建築するものです。農地区分につきましては、右端の備考欄下段のとおりです。本案件につきましては、都市計画法上の許可は不要であることを建築指導課に確認しております。

以上、農地法第4条許可1件につきまして、宜しくご審議のほどお願いいたします。

【浅野議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はございませんか。

議 場 [質疑なし]

【浅野議長】

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【浅野議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第2号4番については、原案どおり一宮市長に進達することといたします。

<稲垣 哲夫 委員 自席に戻る>

【浅野議長】

引き続き、議案第2号を議題とします。事務局、説明願います。

【神尾主査】

提出議案の3 ページをご覧ください。引き続き、議案第2号についてご説明申し上げます。申請内容は、先ほどご審議いただきました4 番を除き、自作地転用1 件です。詳細は4 ページをご覧ください。

5 番につきましては、駐車場として利用されるものです。農地区分につきましては、右端の備考欄下段のとおりです。以上、農地法第4条許可1 件につきまして、宜しくご審議のほどお願いいたします。

【浅野議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はございませんか。

議 場 [質疑なし]

【浅野議長】

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【浅野議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第2号については、原案どおり一宮市長に進達することといたします。

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請意見決定について」を議題とします。事務局、説明願います。

【神尾主査】

提出議案の5ページをご覧ください。議案第3号について、ご説明申し上げます。

本案は、農地法第5条の規定による許可申請です。申請内容は、所有権移転18件、所有権移転及び使用貸借権設定1件、賃借権設定4件、使用貸借権設定8件です。詳細は、6ページから12ページとなります。

6ページの111番から9ページの126番につきましては分家住宅、127番につきましては障害福祉サービス事業所、128番につきましては物流倉庫を建築するものです。以上、18件の都市計画法上の許可につきましては、いずれも建築指導課と調整済みです。つづきまして、129番から11ページの137番につきましては駐車場、138番につきましては資材置場兼駐車場、139番につきましては車輛置場、140番につきましてはガバナステーションとして利用されるものです。つづきまして、141番につきましては公共工事のための資材置場兼駐車場として一時的に利用されます。立地基準である農地区分につきましては、各案件右端の備考欄下段に記載されているとおりです。

また、130番、133番の申請地は新川流域にあたりますので、特定都市河川浸水被害対策法上の許可について治水課と調整を行い、いずれも許可の見込みがあることを確認しております。

以上、農地法第5条許可31件につきまして、宜しくご審議のほどお願いいたします。

【浅野議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はありませんか。

議 場 [質疑なし]

【浅野議長】

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【浅野議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第3号については、原案どおり一宮市長に進達することといたします。

次に、議案第4号「農用地利用集積計画決定について」を議題とします。事務局、説明願います。

【神尾主査】

提出議案の13ページをご覧ください。議案第4号について、ご説明申し上げます。

本案は、農用地利用集積計画決定についてです。詳細は、14ページから15ページとなります。15ページの1番、2番につきましては愛知県農地中間管理機構が、中間管理権の設定のため利用権の設定を行うものです。

以上、農用地利用集積計画につきまして、宜しくご審議のほどお願いいたします。

【浅野議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はありませんか。

議 場 [質疑なし]

【浅野議長】

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【浅野議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第4号については、原案どおり可決・決定することといたします。

次に、議案第5号「農用地利用配分計画案について」を議題とします。事務局、説明願います。

【神尾主査】

提出議案の16ページをご覧ください。議案第5号について、ご説明申し上げます。

本案は、農用地利用配分計画案についてです。詳細は、17ページから18ページとなります。17ページの1番につきましては、1筆466㎡について、賃借権を設定されるものです。つづきまして、18ページをご覧ください。2番につきましては、1筆155㎡について、賃借権を設定されるものです。

以上、農用地利用配分計画案2件につきまして、宜しくご審議のほどお願いいたします。

【浅野議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はございませんか。

議 場 [質疑なし]

【浅野議長】

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【浅野議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第5号については、原案に対し異議なしとすることといたします。

【浅野議長】

次に、日程第４「報告事項」を議題とします。

- ・報告第１号「農地法第４条第１項第８号の規定による届出受理報告について」
 - ・報告第２号「農地法第５条第１項第７号の規定による届出受理報告について」
 - ・報告第３号「現況証明報告について」
 - ・報告第４号「一宮市等公共事業に伴う農地の一時利用報告について」
- を一括上程いたします。事務局、説明願います。

【神尾主査】

それでは、事前に郵送いたしました表紙の右肩に報告事項と書いてあります冊子をご覧ください。報告第１号から報告第４号まで一括してご報告申し上げます。表紙をめくりまして、１ページをご覧ください。

報告第１号は、農地法第４条第１項第８号の規定による届出です。今月の報告は、２ページから３ページの７件です。つづきまして、４ページをご覧ください。

報告第２号は、農地法第５条第１項第７号の規定による届出です。今月の報告は、５ページから９ページまでの所有権移転１８件、賃借権設定１件、使用貸借権設定２件です。つづきまして、１０ページをご覧ください。

報告第３号は、現況証明報告です。今月の報告は、１１ページの４件です。つづきまして、１２ページをご覧ください。

報告第４号は、一宮市等公共事業に伴う農地の一時利用報告についてです。今月の報告は、１３ページの１件です。

以上、報告第１号から報告第４号まで一括してご報告申し上げました。よろしくお願いいたします。

【浅野議長】

ただいま、事務局の説明が終わりました。報告第１号から報告第４号について、何かご意見・ご質問等はございませんか。

議 場 [質疑なし]

【浅野議長】

別段ご意見もないようですので、報告第１号から報告第４号までご承認いただいたものいたします。

【浅野議長】

それでは、以上をもちまして、本日の議案審議を終了します。

本日、皆様に配布しております、議案書３冊につきましては、自席に置いたままとして下さいますようお願いいたします。

委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。

閉 会（午後２時３６分）

上記の議事の経過の要領及び結果を明確にするため、議事録署名者において署名する。

議 長 浅野 豊久

署名者 野田 正広

署名者 成瀬 宏満